

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長
(公印省略)

令和 5 年度末退職予定者に係る任意継続組合員制度の事前申告手続等
について (通知)

令和 5 年度末退職予定者が、公立学校共済組合の任意継続組合員制度への加入を希望する場合の事前申告を受け付けます。

つきましては、令和 5 年度末退職予定の職員に別紙「任意継続組合員制度 事前申告等のご案内」を配付し、周知いただき、加入希望者の申告書を取りまとめの上、受付期間内に提出をお願いします。

記

1 昨年度からの変更点

(1) 令和 6 年 6 月に被扶養者を有する任意継続組合員を対象に検認を実施します。

詳細は、令和 6 年 6 月に御自宅に送付する通知文書を御確認ください。

(2) 事前申告の受付期間を 1 週間延長します。また、事前申告期間中に申告しなかった者については、4 月申告として令和 6 年 3 月 8 日より申告を受け付けます。

2 周知対象職員

令和 6 年 3 月 3 1 日付退職予定で、退職の日まで引き続き 1 年と 1 日以上共済組合員 (短期組合員を含み、任意継続組合員を除く) である者。

3 提出書類

別紙「令和 5 年度末退職予定者の皆様へ ～任意継続組合員制度 事前申告等のご案内～」P 1 のとおり

4 受付期間

【事前申告】

令和 6 年 1 月 1 0 日 (水) から令和 6 年 2 月 1 3 日 (火) ※資格管理担当 必着

【4 月申告】

令和 6 年 3 月 8 日 (金) から令和 6 年 4 月 1 9 日 (金) ※資格管理担当 必着

5 その他

(1) 任意継続組合員制度の詳細は、別紙を御参照ください。

(2) 事前申告をしなかった場合でも、令和 6 年 3 月 8 日 (金) ～4 月 1 9 日 (金) に申告することにより、任意継続組合員制度に加入できます (4 月申告)。退職日前より申告できる措置は、年度末退職に限った措置となりますので、年度末退職以外で任意継続組合員制度に加入を希望する場合は、退職日以降 (退職日を含む 2 0 日以内) に申告してください。

(3) 事前申告した組合員が現在使用している組合員証等は、退職日以降、速やかに所属所で回収し、表面の余白に「事前申告」と赤色の油性マーカーで記入の上、資格管理担当まで返納してください。

- (4) 「令和6年度当初人事異動等に伴う共済組合員証関係の事務手続」については、令和6年3月上旬に通知する予定です。
- (5) 事前申告、退職前の申告は、任意継続組合員制度に加入することがほぼ確実な場合のみ、申告することができます。4月1日から再就職の予定があるなど、他の健康保険制度に加入する可能性がある場合、事前申告、退職前の申告は御遠慮ください。
- (6) ライフプランセミナーにて、任意継続組合員制度に関する説明動画を掲載しますので、ぜひ、御視聴ください。
- ※詳しくは、同日付「教福第322号」を御覧ください。
- (7) 様式と記入例については、公立学校共済組合埼玉支部のホームページから取得できます。

(<https://www.kouritu.or.jp/saitama/about/yousiki/index.html>)

公立学校共済組合埼玉支部 ➡ 「諸届用紙【ダウンロード】」

[提出先及び問合せ先]

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階
埼玉県教育局教育総務部福利課内

公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当

☎048-830-6694

令和5年度末退職予定者の皆様へ

～任意継続組合員制度 事前申告等のご案内～

公立学校共済組合では、退職による資格喪失後の健康保険制度として「任意継続組合員制度」を実施しています。制度の概要及び加入方法について次のとおり、ご案内します。
退職後に加入する健康保険制度の選択肢の一つとして、ご検討ください。

1 任意継続組合員制度とは

任意継続組合員制度（以下、「任意継続」という）に加入し、掛金を自己負担することで、退職後、最長2年間に限り、現職とほぼ同様の短期給付（健康保険）を、公立学校共済組合から受けることができます。

ただし、長期給付（厚生年金）の適用はありません。（60歳未満の方はご自身で国民年金加入手続が必要となります。被扶養配偶者も同様です。）

（1）加入要件について ※次のア・イ両方に当てはまる必要があります。

ア 退職日まで引き続き1年と1日以上組合員期間（短期組合員を含み、任意継続組合員を除く）があること。

イ 退職後、令和6年4月1日に加入する健康保険制度がなく、任意継続組合員制度の加入を希望する者。

【加入できない例】

例-1 再就職し、勤務先の健康保険制度に加入する者

例-2 親族の健康保険の扶養に入る者

例-3 国民健康保険に加入する者

※ 任意継続を含めた退職後の健康保険制度については、別紙1のチャート図（P7）を参考にしてください。

【共済組合員の種別について】 ※勤務期間の見込が、2ヶ月を超える方が加入します。

一般組合員	健康保険・年金ともに共済組合加入 （例） ・本採用職員 ・任期付職員（常勤） ・再任用職員（常勤） ・会計年度任用職員（常勤で引き続く任用期間が13月目に達した者）
短期組合員	健康保険のみ共済組合加入、年金は日本年金機構の厚生年金に加入 ○「一定の要件（注）」を満たす非常勤職員（短時間勤務職員）について共済組合に加入します。 （例） ・臨時的任用職員（ <u>常勤</u> ） ・会計年度任用職員（ <u>常勤</u> で、引き続く任用期間が12月までの者） ・任期付職員（短時間） ・再任用職員（短時間） ・会計年度任用職員（短時間）

注：①1週間の所定労働時間及び1月間所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上

②4分の3未満であっても、1週間の所定労働時間が20時間以上、報酬月額が88,000円以上で学生でないこと。

2 事前申告・4月申告の手続について

(1) 提出書類について

◎…必須

△…該当者のみ

	提出書類	事前申告	4月申告
必須	①公立学校共済組合員・(一財)埼玉県教職員互助会員 申告書 (様式第2号の1)	◎	◎
	②任意継続掛金に係る申出書 ※記入もれのないように提出してください。 ※口座振替を希望する場合は、 必ず指定銀行の「口座確認印」が必要です。	◎	◎
	③現職時の組合員証等 ※事前申告の方は、 <u>4月1日以降速やかに返納してください。</u>	◎	◎
被扶養者に関するもの の提出	【引き続き認定する場合】(注1、2、3) 提出書類はありません。		
	【令和6年4月1日に就職により被扶養者の資格を喪失する場合】 ④公立学校共済組合・(一財)埼玉県教職員互助会 被扶養者申告書 (任意継続組合員用)(様式第2号の2) ※添付書類不要(注4、5)	△	△
提出先	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階 埼玉県教育局教育総務部福利課内 公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当		

※ ①、②、④の様式は「公立学校共済組合埼玉支部HP」→「手続きナビ」→「組合員資格・年金の手続き」→「任意継続組合員に関する手続き」→「任意継続組合員制度加入の手続き」から印刷してください。

※ 課所館・県立学校等勤務されている方で任意継続を希望される方は、**総務事務センターを通さずに直接、上記提出先に提出**してください。

注1 任意継続加入後も被扶養者の要件を満たしている場合は引き続き認定できます。

注2 夫婦共同扶養の場合の収入比較を行ってください。令和6年1月に発行されるご夫婦の源泉徴収票の支払金額を確認し、組合員の収入が高いか収入差額が1割以内の場合は、引き続き認定できます。配偶者が公立学校共済組合員である場合及び組合員の被扶養者である場合は、収入比較の必要はありません。ただし、被扶養者の扶養手当が配偶者側に異動した場合には、扶養替えの手続を行ってください。

注3 令和6年6月に被扶養者を有する任意継続組合員を対象に検認を実施します。詳細は、令和6年6月に御自宅に送付する通知文書を御確認ください。

注4 事実発生日が令和6年4月1日であって取消事由が「就職」の場合のみ、添付書類を省略できます。

注5 注4以外の場合(事実発生日が令和6年4月1日でない場合や取消事由が「就職」以外の場合等)は、**定められた添付書類が必要**です。また、**提出日は事実発生日以降**となります。そのため、令和6年4月1日より前の申告(事前申告や3月中の4月申告)を利用する場合は、組合員本人に関する申告のみを行い、事実発生日以降に被扶養者の取消申告を行ってください。

(2) 受付期間

	受 付 期 間
事前申告	1月10日(水)～2月13日(火) 必着 ※2月13日以降は、4月申告まで受付はありません。
4月申告	3月8日(金)～4月19日(金) 必着 ※4月20日以降、受付はできません。

(3) 事前申告の流れ

○口座振替希望の方

申告書提出 ⇒ 審査 ⇒ 口座振替(3月21日) ⇒ 振替確認 ⇒
任意継続組合員証発送日(3月29日) ⇒ 旧組合員証返納(4月1日以降)

○現金振込希望の方

申告書提出 ⇒ 審査 ⇒ 任意継続掛金振込依頼書送付^(注1)(3月7日発送予定) ⇒
掛金納付 ⇒ 納付確認 ⇒ 任意継続組合員証発送日^(注1)(毎週金曜日) ⇒
旧組合員証返納(4月1日以降)

退職後、4月1日に他の健康保険制度に加入する可能性がある場合には、事前申告はご遠慮ください。

- (例) ・国民健康保険に加入する。 ・親族の健康保険制度の扶養に入る。
・再就職先の健康保険制度に入る。
・退職日から引き続き、P1【共済組合員の種別について】に掲げる組合員となる場合

注1 ご自宅に送付します。

(4) 4月申告の流れ

申告書提出・旧組合員証返納^(注1) ※4月19日(金)まで必着 ⇒ 審査 ⇒
任意継続掛金振込依頼書送付^(注2) ⇒ 掛金納付^(注3) ⇒ 納付確認 ⇒
任意継続組合員証発送日^(注4)

注1 一時的に、任意継続組合員証(保険証)が手元にない期間が生じます。その間に、医療機関を受診される場合は、当該医療機関にご相談ください。状況により、10割全額を医療機関に支払う必要があります。その場合でも組合員証が届いた後で、共済組合に療養費の請求ができますので、最終的な自己負担額は変わりません。

注2 3月中に申告いただいた場合も4月上旬以降に順次ご自宅に送付します。

注3 4月申告の場合は口座振替を希望した場合でも、初回は現金振込になります。

注4 納付確認後、順次、簡易書留でご自宅に送付します。

3 任意継続掛金の算定方法

算定方法：[任意継続掛金額]（月額）＝[標準報酬月額]（注１）×[掛金率]（注２）

（注１） 標準報酬月額は、次のいずれか低い額になります。

①退職する月の標準報酬月額

標準報酬月額はご自身の給与支給明細書に記載されています。

※年度末退職者は、令和６年３月分の給与明細書で確認してください。

②組合員の平均の標準報酬月額（令和５年１２月１日現在）

410,000 円

（注２） 令和５年１２月１日現在の掛金率（短期と介護それぞれ掛金がかかります）

短期 93.20/1,000

介護 16.00/1,000

※「組合員の平均の標準報酬月額」、「掛金率」について

令和５年度末退職予定の方に適用される組合員の平均の標準報酬月額と掛金率は今後改定される可能性があります。あくまでも目安とお考えください。

【例１】 ①退職する月の標準報酬月額が 500,000 円、②組合員の平均の標準報酬月額が 410,000 円の場合

→ ②平均の標準報酬月額が、①より低いので、②をもとに算出します。

短期：月額 410,000円×93.20/1000 = 38,212円(1円未満切り捨て)

年額 38,212円×12か月 = 458,544円

介護：月額 410,000円×16.00/1000 = 6,560円(1円未満切り捨て)

年額 6,560円×12か月 = 78,720円

短期 458,544 円＋介護 78,720 円＝ 537,264 円（年額）

【例２】 ①退職する月の標準報酬月額が 380,000 円、②組合員の平均の標準報酬月額が 410,000 円の場合

→ ①退職する月の標準報酬月額が、②より低いので、①をもとに算出します。

短期：月額 380,000円×93.20/1000 = 35,416円(1円未満切り捨て)

年額 35,416円×12か月 = 424,992円

介護：月額 380,000円×16.00/1000 = 6,080円(1円未満切り捨て)

年額 6,080円×12か月 = 72,960円

短期 424,992 円＋介護 72,960 円＝ 497,952 円（年額）

任意継続組合員が 65 歳に到達すると、介護掛金を共済組合では徴収しません。

※65 歳以降は、お住まいの市区町村から徴収されます。

例：6 月 1 日生→ 5 月分から介護掛金を徴収しない。

例：6 月 2 日生→ 6 月分から介護掛金を徴収しない。

4 任意継続掛金納入に際しての注意

(1) 掛金の納入方法について

口座振替	1 年一括払い（1年分ずつ）	現金振込	4 年一括払い（1年分ずつ）
	2 半期払い（半年分ずつ）		5 半期払い（半年分ずつ）
	3 各月払い		6 各月払い

まとめて前納(上記1、2、4、5のいずれかを選択)すると、掛金額が割引になります。

事前申告でまとめて前納する場合の掛金の算定方法：月額掛金×係数

	係数
年一括払い	11.7485020
半期払い（半年分ずつ）	5.9318472

例1：前ページ【例1】の場合で、事前申告期間中に任意継続加入手続をした場合
（年一括払い）

短期：月額 38,212円×係数 11.7485020 = 年額 448,934円（1円未満四捨五入）

介護：月額 6,560円×係数 11.7485020 = 年額 77,070円（1円未満四捨五入）

短期 448,934 円＋介護 77,070 円＝ **526,004 円（年額）**

537,264 円（割引前）→526,004 円（割引後） **一年で 11,260 円割引**

例2：前ページ【例2】の場合で、事前申告期間中に任意継続加入手続をした場合
（半期払い）

短期：月額 35,416円×係数 5.9318472 = 半期額 210,082円（1円未満四捨五入）

介護：月額 6,080円×係数 5.9318472 = 半期額 36,066円（1円未満四捨五入）

短期 210,082円＋介護 36,066円＝ **246,148円（半期額）**

248,976円（割引前）→246,148円（割引後） **半年で 2,828円割引**

※ 4月申告でまとめて前納する場合、初年度は5月以降の掛金額が割引になります。

※ 任意継続掛金の前納は、年一括払い（1年分）が最長です。加入後1年が経過する頃に2年目の掛金額をお知らせします。

(2) 払込期限について

事前申告受付分	口座振替	令和6年3月21日（木）【振替日】
	現金振込	令和6年3月31日（日）【振込期限】
4月申告受付分 （初回は口座振替不可）	現金振込	令和6年4月30日（火）【振込期限】

※ 4月申告の場合、口座振替希望の方も、初回は現金振込での手続となりますので、ご注意ください。

5 再就職等による事前申告・4月申告の取消し

令和6年4月1日から他の健康保険制度に加入することとなった場合は、速やかに資格管理担当へ次の書類を提出してください。

	事前申告 した場合	4月申告 した場合
①任意継続組合員証等一式（交付済みの場合）	○	○
②任意継続取消申出書（別紙2）	○	○
③在職時の組合員証等	○	○

※ 上記の対応は、任意継続加入を申告した後、令和6年4月1日に他の健康保険制度に加入する方のための事務手続です。

任意継続に加入後（4月1日以降）に親族の扶養に入る又は国民健康保険に加入するために脱退される場合は、申告書を共済組合で受理した月の末日までは任意継続組合員制度に加入することになります（※月途中の脱退は出来ません。）。

また、任意継続に加入後（4月2日以降）に再就職する場合は、公立学校共済組合員・（一財）埼玉県教職員互助会員申告書（様式第2号の1）と再就職先の健康保険証の写し、在職時の組合員証等の原本（任意継続組合員証等が交付済みの場合は、その原本）を御提出ください。

※ 退職後、引き続き、公立学校共済組合の組合員（一般組合員、短期組合員）になる場合には、③在職時の組合員証等の返却は不要です。

組合員となる要件及び任用形態ごとの組合員種別については、P1【共済組合員の種別について】を参照してください。

問合せ先

問合せ内容	担当	電話番号
任意継続（手続）について	資格管理担当	☎048—830—6694
任意継続（掛金）について	経理担当	☎048—830—6691
各健康保険制度の違い・ 任意継続（給付）について	短期給付担当	☎048—830—6696

別紙 1

令和 6 年 4 月 1 日に、あなたはどれに当てはまりますか？

Q 1 : 令和 6 年 4 月 1 日から、埼玉県公立学校等で勤務し、公立学校共済組合の「①一般組合員」または「②短期組合員」になりますか？ ※一般組合員、短期組合員の種別は、職員の任用形態、勤務条件によって異なります。 詳細は、P 1 【共済組合員の種別について】を参照してください。				
はい		いいえ		
Q 2 : 再就職先の健康保険制度に加入しますか？ ※健康保険の加入の有無については、再就職先にご確認ください。				
はい		いいえ		
Q 3 : 親族の健康保険制度の扶養に入りますか？ ※親族が加入する健康保険制度にご確認ください。				
はい		いいえ		
Q 4 : 任意継続組合員制度に加入しますか？ (採用から退職まで 1 年と 1 日以上組合員期間があり、加入を希望する方)				
はい		いいえ		
① 公立学校共済組合 埼玉県教職員互助会 に加入 共済組合・互助会に引き続き加入となります。 現在お持ちの組合員証がそのまま使用できます。 【①一般組合員】 - 健康保険、年金ともに共済組合に加入 【②短期組合員】 - 健康保険のみ共済組合に加入 - 年金は「日本年金機構」の厚生年金に加入	② 就職先の健康保険制度に加入 (協会けんぽ等) * 1 協会けんぽ(* 1)は、勤務時間等に応じて加入・非加入が決まります。	③ 親族の健康保険制度の扶養に入る 扶養に入る条件は、親族が加入している健康保険制度にご確認ください。	④ 公立学校共済組合 任意継続組合員制度 に加入 退職時に共済組合に申し出ること、退職日の翌日から最長 2 年間加入できます。(任意) ※ただし、75 歳以上の方については、後期高齢者医療制度に加入のため、加入できません。	⑤ 国民健康保険制度に加入 (国保) - 自営業の方 - 無職の方 - 他の健康保険制度に加入していない方
※「退職会員互助制度」に任意で加入できます。 https://gojo-saitama.jp/business/business-752				

【注意】 ③～⑤に該当する場合、現在お持ちの組合員証は、令和 6 年 4 月 1 日以降使用いただけません。4 月 1 日以降、速やかに返納してください。

* 1 : 協会けんぽ……中小企業等で働く従業員やその家族が加入する健康保険制度の通称で、「全国健康保険協会」が運営している。

任意継続取消申出書

公立学校共済組合埼玉支部長 様
(資格管理担当)

取消申出年月日 令和 年 月 日

氏 名

任意継続組合員資格取得のため、「公立学校共済組合員・（一財）埼玉県教職員互助会員申告書（様式第 2 号の 1）」を提出しましたが、下記理由により任意継続加入の取消しを申し出ます。

記

退職時の所属所名 及び所属所コード			
組合員証番号			
取消理由	取消理由 1 引き続き公立学校共済組合員（短期組合員を含む）となるため 2 就職先の健康保険制度に加入する（協会けんぽ等） 3 親族の扶養に入る、国民健康保険に加入する		
申告時に希望した 掛金納入方法	いずれか 1 つに○をしてください		
	1	口座振替	
	2	現金振込 （振込年月日 令和 6 年 月 日）・未振込 ※既に掛金を納付した方は、振込年月日を記入してください。	
連絡先 電話番号	1：自宅	—	—
	2：現在の勤務先	—	—

※この申出書は任意継続組合員制度への加入を資格取得日から取り消すための書類です。